

# PACガーディアンズ通信

設立 10 周年  
記念号

PACガーディアンズ 理事長 名川 勝  
E-mail [info@pacg.jp](mailto:info@pacg.jp)  
ホームページ <http://pacg.jp>  
☎ 047-407-4441

## 日弁連人権擁護大会と コミュニティフレンド活動

PAガーディアンズ  
理事長  
名川 勝

10月1日に日本弁護士連合会第56回人権擁護大会が幕張メッセで開催され、その第二分科会として『「成年後見制度」から意思決定支援制度へ』が行われました。概要は竜円さんの報告に譲りますが、国内外の動向や代表的な意見などが幾つもの企画によって紹介され、この問題に関心のある人にとっては濃いプログラムとなりました。また翌2日には「総合的な意思決定支援に関する制度整備を求める宣言」が可決されています。当日資料の一部が日弁連のホームページに掲載されているので、必要な人はアクセスしてください(総会・人権大会のページ、会長声明・意見書のページをそれぞれ参照)。

PACガーディアンズも国内活動のひとつとして話題提供の機会があり、コミュニティフレンドを中心に紹介してきました。コミュニティフレンド活動は意思決定支援を保障するツールではありませんし、これがベストでもありませんが、福祉サービスや成年後見制度の狭間にあつて、これから整えていくべき方向のひとつを示唆するものであると思います。当法人の後見支援とともに一層充実させていくべきと考えています。

## ♡ 10周年を迎えて ◇ ♠

当法人は2005(平17)年にNPO法人格を取得し、現在の基礎となる活動を始めました。それ以前の権利擁護活動を数えるともっと長くなりますが、法人としては今年で10周年となります。ご承知のとおり私どもの活動は成年後見支援とコミュニティフレンドを大きな柱にしています。いずれも皆様の支援をいただき、ここまでやってきました。厚く御礼を申し上げます。

活動のひとつである成年後見についても2000(平12)年からですので、相応の展開をしています。全国的にも後見等の審判を受ける人は増え、それとともに当初よりはこの制度に対して現実的な受け止めと活用が行われるようになってきたのかもしれない。しかし同時に様々な課題も見えてきました。国連・障害者権利条約との整合性を確保するべく、抜本的な制度改正をする必要もありますが、必ずしも容易ではありません。11月28日の勉強会では佐藤前理事長から課題の整理と示唆をいただく予定ですが、当法人としても障害のある方々にとっての支援を検討し、活動を続けていきたいと思ひます。今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひを申し上げます。

PACガーディアンズ 理事長 名川 勝

## 「日本弁護士会人権擁護大会第2分科会に参加して」 理事 竜円香子

それは「成年後見制度」から「意思決定制度」へという刺激的なテーマの分科会でした。会場は幕張メッセ。第2分科会には、千名以上の人が参加、会場に入りきらず、また分厚い冊子は早々と完売。

権利条約を批准し、これまでずっと問われ続けていた成年後見制度の見直しがいよいよ本格的になることへの関心の強さをまざまざと肌で感じました。

意思決定支援重視の視点から制度の見直しがどうなされていくか、弁護士会としていくつかの提言がなされました。また総合支援法の3年後の見直しにも後見制度と意思決定支援が重点項目の1つに挙げられています。今は「後見制度の利用促進」はいつたん、置いて、この際、徹底的に制度の見直しを進めてほしいと思ひます。障害者後見の場合、一度つけたら、長い間、本人の生活に大きな影響を及ぼします。人生の節目や変化をもたくさん経験していく中で、後見制度で縛られることがないよう、本当に必要な事・必要な時期を限定する、「小さな成年後見制度」へという弁護士会の提言に、私は共感を覚えました。

たくさんの示唆や提言の中で、今回、言及されることがなかったのですが、後見報酬についても、それが長期になれば、本人のより充実した生活を奪うものになりかねない、また私達が大きい期待した身上監護も裁判所からはほぼ問われない、それらのことも、是非、検討課題に入れてほしいと思ひました。

